（平成 25 年 6 月 11 日　午後 1 時 00 分）

●議長（小林幸雄）　通告の 3、北村照明議員。
1、農耕用小型特殊自動車税について
2、オフトーク放送について
議席番号 12 番、北村照明議員。

◆12 番（北村照明）　議席ナンバー12 番、北村照明です。前もって通告をいたしておきました 2 点について質問をいたします。まずは農耕用小型特殊自動車税、乗用型田植え機の課税についてということでございます。私もこの冬、田植え機の更新をした皆さんから、北村さん今度田植え機にナンバーをつけて税を払うんですよ。と言われたので、私もええっと思って、その時は聞き流しておったわけですが、それから役場へ来てお聞きしましたら、税を払うようになっておるというお話しを聞きました。私も、後からもまた質問をしますが、20 年も乗用田植え機を使っておるわけですが、今までかつて全然そんなのは話もお聞きしなかったわけでございます。まず、町で定めております農耕用小型特殊自動車というのは、トラクターはじめ何台かあるわけですが、町で定めておるその車種を教えていただきたいと思いますがよろしくお願いします。

●議長（小林幸雄）　松木町長。

■町長（松木重博）　北村議員のご質問にお答えいたします。私は乗用田植え機を持ってなくて、古い 2 条植えの田植え機しか持っていないもんですから、議員にご質問いただいて、初めて知った状況でございます。このお尋ねの件については税に関するご質問でございますので、担当の総務課長よりお答えいたします。

●議長（小林幸雄）松木総務課長。

■総務課長（松木隆盛）　はい、それでは農耕作業車、それから小型特殊自動車についてご説明をいたします。農耕作業車、これについてはコンバイン、トラクター、田植え機等でございます。それから小型特殊自動車についてはフォークリフト等でございます。

●議長（小林幸雄）　北村議員。

◆12 番（北村照明）　まだ漏れてるんじゃないですか。今は数少なくなったわけですが、耕運機に車をつけて引っ張っている、昔よく言ったガートラというのは。まだまだちょっとお年をめした方は利用しておると思うんですが、それもそうじゃないかと思うんですがどうでしょう。

●議長（小林幸雄）松木総務課長。

■総務課長（松木隆盛）　農耕作業車で最後に田植え機等と申し上げました。この等の中に今議員さんがお話しされましたガートラが含まれます。

●議長（小林幸雄）　北村照明議員。

◆12 番（北村照明）その乗用型田植え機を条例の第 3 節、軽自動車税の中の 82 条（2）のイの小型特殊自動車のその項に、農耕作業用のものと定めたのはいつ頃これを定めたのですか。教えてください。

●議長（小林幸雄）　松木総務課長。

■総務課長（松木隆盛）　いまご説明いたしましたとおり、農耕用作業車の種類につきましては、トラクター、コンバイン、それから農耕用薬剤散布車、田植え機などがございます。これまでトラクターやコンバインにつきましては最高速度、大きさ、それから総排気量で大型特殊自動車と小型特殊自動車に分類されておりました。平成 9 年に道路運送車輌法の規則が改正されまして、最高速度により分類されることになりました。この時にご質問の乗用田植え機も農耕用小型特殊自動車の適応になってございます。参考までに申し上げますと、最高速度については 35 キロ以上が大型特殊自動車、最高速度が 35 キロ未満が小型特殊自動車でございます。

●議長（小林幸雄）　北村照明議員。

◆12 番（北村照明）　ただ今、平成 9 年に定めたというふうにお聞きしたわけでございますが、私も平成 6 年に遅いほうでございますが乗用型田植え機にしました。平成 6 年に購入しまして、その頃からずっと前からですが青色申告しておりまして、その青色申告には減価償却費の計算の表がありますが、そこに毎年毎年書いて申告の時は出しておったわけです。なにもその時からナンバーをとって軽自動車税を払ってくださいというような指導が、全然ありませんでした。それだから、私が買って 3 年ね、3 年も後からですが、まだその指導が無かったわけです。その辺はどういうふうに町の方で処理されたのか分かりましたらお願いします。

●議長（小林幸雄）　松木総務課長。

■総務課長（松木隆盛）　法が改正された段階でですね、農耕用の作業車をお持ちの方に周知をすべきところ、その周知がされていなかったということについては反省をしております。

●議長（小林幸雄）　北村照明議員。

◆12 番（北村照明）　質問の内容にも書いておきましたが、年度別の登録台数が分かったらお願いします。

●議長（小林幸雄）　松木総務課長。

■総務課長（松木隆盛）　ご質問の年度別の登録台数ですが、種類別には私の所には資料がございません。平成 22 年度から申し上げます。平成 22 年度は 1076 台、平成 23 年度は 1053 台、平成 24 年度は 1035 台、平成 25 年度は 1042 台でございます。

●議長（小林幸雄）　北村照明議員。

◆12 番（北村照明）　乗用型田植え機の登録台数をお聞きしたいんですが、その辺は分かりますか。

●議長（小林幸雄）　松木総務課長。

■総務課長（松木隆盛）　ご質問の乗用の田植え機につきましては、平成 25 年度で 12 台が登録されております。

●議長（小林幸雄）　北村照明議員。

◆12 番（北村照明）　平成 9 年から法が変わってるということでございますが、年度別には分かれませんか。

●議長（小林幸雄）　松木総務課長。

■総務課長（松木隆盛）　今ここに年度別乗用田植え機の資料がございませんので分かりません。

●議長（小林幸雄）　北村照明議員。

◆12 番（北村照明）　ただ今 12 台登録されているというわけですね。年間 1600 円でたいした金額じゃないんですが、隣のお父さんは登録してナンバーを持っていると、隣の人は何もしないということで、これは税の公平性から考えて今後どのようなふうにしていくのか町の考えをお聞き下さい。

●議長（小林幸雄）　松木総務課長。

■総務課長（松木隆盛）　登録台数が平成 25 年で 12 台ということで、私も少ないと感じております。乗用の田植え機につきましては公道を走行しませんので、登録をしないでもいいと思っている方がいるのではないかと思っております。今年の納税相談の際には、これに係わりますチラシを所有者の方に配布をしてございます。そのチラシの内容なんでございますが、農耕作業車を所有する方に対しましてお使いの農業作業車等の標識の交付を受けていない方は、速やかに申告をお願いしますという主旨の内容でございます。これについては、今後広報等でも周知をしていきたいと考えております。

●議長（小林幸雄）　北村照明議員。

◆12 番（北村照明）　ただ今の課長の方から説明ありましたように、たぶん乗用型田植え機は軽自動車の部類に入ると、農家の皆さん思ってないわけですよね。一つの農機具と思っておるわけで、なかなかこれ指導するにも面倒だと思います。まず販売店の方へ、町内にも 2 業者がおりますが、販売店の方への指導というのはどのような指導をなさっておるのか、町の考えをお願いします。

●議長（小林幸雄）　松木総務課長。

■総務課長（松木隆盛）　農機具を販売しております販売店の対応でございますが、ＪＡにつきましては、農耕用小型特殊自動車を購入した方へ、ナンバー登録をしていただくようお願いをしてございます。この他、農機具の販売店はございます。今後、文書でそれぞれの販売店へ、購入された方々へナンバー登録が必要である事を周知していただくようお願いをしていきたいと考えております。

●議長（小林幸雄）　北村照明議員。

◆12 番（北村照明）　私も隣の飯綱町へ、お宅は乗用型の田植え機は農業用小型特殊自動車として登録をしナンバーを交付しておるのかということをお聞きましたら、飯綱町はありませんでした。その代わり林檎の消毒をするエスエスですね、あれがその小型特殊自動車ということで、ナンバーを登録しお金を頂いてるということでございます。近隣市町村で田植え機を登録しナンバーをつけるというような、近隣市町村分かりましたら教えてください。

●議長（小林幸雄）松木総務課長。

■総務課長（松木隆盛）　これについては近隣市町村に確認をしてございませんが、法的にはすべての市町村がこのナンバー登録をする必要があるものでございます。それで他の市町村は、どのようにこの農耕用の作業車を確認しているか、これについては調査をして、出来るだけ漏れ落ちのないように把握をして行きたいと考えております。

●議長（小林幸雄）北村照明議員。

◆12 番（北村照明）ただ今総務課長の方から、全国でそういうふうになっているというようなお答えでございますが、そういうふうになっているということになれば、昔からそうですが、トラクターでもコンバインでも、もう製造メーカーでね、ナンバーをつける場所までちゃんと作って、販売してくると思いますが、いま多分乗用型田植え機にはナンバーつけるような場所がないと思います。私が買ったのは平成 6 年でございますので、もう 20 年も古い機械でございますが、その機械の取扱説明書には、「一般道路では道路交通法上乗ることが禁止されておりますので、歩行運搬して下さい」と。道路交通法でそういうふうに決まっていて、その当時でございますが、軽自動車として認めていないと思うんですね、当時は。それだからナンバープレートもつけないし、道路を走る時は下りて運搬して下さいというようなふうになっておるんですが、これはたして本当に全国的にみんなそういう、田植え機をナンバーつけてと、そういうふうになっておるんでしょうか。そのへんをお願いします。

●議長（小林幸雄）松木総務課長。

■総務課長（松木隆盛）これにつきましては、地方税法に定められております。町税条例もそれに基いて定めております。これについては全国的に地方税法に基き定めていると考えております。

●議長（小林幸雄）　北村照明議員。

◆12 番（北村照明）　そうなると飯綱町さんは法に反しているというふうに解していんでしょうか。小型特殊自動車として認めてないということなんで、その辺どうなんでしょう。

●議長（小林幸雄）　松木総務課長。

■総務課長（松木隆盛）　飯綱町さんの回答されている農耕用の作業車、どういうものか私分かりませんのでそれについては答弁を保留させていただきます。

●議長（小林幸雄）　北村照明議員。

◆12 番（北村照明）　そうなると全国的に田植え機はナンバーをつけて道路を走行してもいいというふうに、警察なりそちらで認めてるというふうに解釈していんでしょうか。その辺どうなんでしょう。

●議長（小林幸雄）　松木総務課長。

■総務課長（松木隆盛）　乗用の田植え機、これは小型特殊自動車になります。この田植え機の登録というのは、地方税法に基づくものでございます。税の課税対象となりますことから、その標識を登録するものでございます。道路交通法とは別でございます。

●議長（小林幸雄）北村照明議員。

◆12 番（北村照明）　ナンバーつけなくちゃ本当はあれでしょ、道路を走っちゃ行けないんでしょ。道路を走るにはナンバーをつけて、走らなくちゃいけない。それだからトラクターでも、コンバインでも道路を走るにつけて小型特殊のナンバーをつけてと、いうふうに私は解釈をしておったわけでございますが、その辺どうなんでしょう。ナンバーつけたって道路走っちゃいけないんですか、どうなんでしょう。

●議長（小林幸雄）　松木総務課長。

■総務課長（松木隆盛）　この乗用の田植え機につきましては、私も調べてみないと分かりませんけれども、公道を走ることが出来ないと考えております。ナンバーにつきましては、さきほど申し上げましたが、課税対象ということで登録を申告していただくものでございます。

●議長（小林幸雄）　北村照明議員。

◆12 番（北村照明）　ナンバーはつけて公道を走ると私はそういうふうに理解しておったんですが､ナンバーをつけても公道は走っちゃいけないというふうに解釈するんですか、その辺どうなんでしょう。ちょっと説明聞いてて分からなかったんですが。

●議長（小林幸雄）　松木総務課長。

■総務課長（松木隆盛）　はい、私が答弁したとおり、公道については走れないと思っております。これについては確認をして後でお答えさせていただきます。

●議長（小林幸雄）　北村照明議員。

◆12 番（北村照明）　私はね､ナンバーつければ公道が走れるものと思っていたわけです。昔のガーデントラクターだって、かつて我々の先輩が長野市の方へ、こちらの田植え終わってから機械を持って長野市の田んぼを起こし、掻き、みんなやった。その当時もうその皆さんナンバーをつけて長野市の中心街を横切っていったというような話も聞いておるんで、ナンバーつけてないと、公道は走れないけどあのナンバーだってつければ公

道が走れると思って私はそういうふうに理解しておったんですが、また総務課長、その辺はよく調べて、間違えのないような答弁をお願いしたいと思います。

●議長（小林幸雄）　松木総務課長。

■総務課長（松木隆盛）　先ほども申しあげましたが、農耕用の作業車につきましては大型特殊自動車、それから小型特殊自動車に分かれてます。大型特殊自動車につきましては、県税になります。小型自動車、小型特殊自動車につきましては軽自動車税ということで町税になります。特殊自動車においては公道を走れる機種もございます。これについては、そのナンバー登録でございます。私が申し上げましたのは、乗用の田植え機については公道を走ることが出来ないと思っておりますので、そういうことでご理解をお願いいたします。

●議長（小林幸雄）　北村照明議員。

◆12 番（北村照明）　どうも私ね、総務課長とどうも話というか考えが違うようなんですけれど、私はナンバーをつければ、長野市でも市街地でもなんでも遠慮なしに乗って歩けるものと思っていたんです。そうなればえらく登録してナンバーつけなくても。皆さんえらくいろいろ勧めても、みんなその気にならないと思うんですがどうなんでしょう。私はほとんど田んぼへは、トラックに載せて移動して、田んぼから田んぼへ移るぐらいは公道を乗って移るんですが、そういう運搬手段のない人はこれナンバーつければ公に公道を走れると思う、そういうふうに皆理解すると思うんですがどうなんでしょう。

●議長（小林幸雄）　松木総務課長。

■総務課長（松木隆盛）　これについては答弁を保留をいたしまして、あとで答えさせていただきます。

●議長（小林幸雄）　北村照明議員。

◆12 番（北村照明）　それでは答弁保留ということで、これ以上あまりあれしても話しが進みませんので、次のオフトーク放送についてお聞きしします。昨年の 9 月の折りにも、オフトーク放送が非常に皆脱退しまして、昨年の 9 月に質問した時に 51.1 パーセントということでございましたが、今年の 4 月現在の加入率はどのぐらいになっておりますか。

●議長（小林幸雄）　松木町長。

■町長（松木重博）　この件につきましても担当課長の方からお答えするわけですけど、その前に私の方から 1 件報告をさせていただきたいと思います。先の 2 月会議の折だっ

たと思うんですけも、近隣の村で、オフトークを今後も活用していく方針を NTT と進めているという話があるので調べてみたい旨を申し上げました。その後、先方に出向く機会がありましたので、町長を訪ねましたところやはり NTT から駄目だといわれたと。そしてすでにもう光ファイバーに切り替えてございました。以上で報告とさせていただきます。

●議長（小林幸雄）　松木総務課長。

■総務課長（松木隆盛）　はい、オフトークの加入率でございますが、現在の所 48 パーセントでございます。

●議長（小林幸雄）北村照明議員。

◆12 番（北村照明）　本題に入りますが、今年の 1 月 29 日の信毎報道によりますと、NTT 東日本はオフトーク通信サービスを 2015 年の 2 月末を持って終了するとありました。今年の 2 月 2 日の総産小委員会で、総務課長は次年度よりオフトークに代わるものについて検討したい、いきたいと考えておりますというような答弁がありましたが、本年度より検討して、平成 25 年・・・すいません、27 年ですか、2015 年で、2 月で終わるということでございますが、今から検討して間に合うんでしょうか。その辺をお聞きします。

●議長（小林幸雄）　松木総務課長。

■総務課長（松木隆盛）　はい、お答えをいたします。NTT 東日本のオフトーク放送につきましては、ただ今議員さんがお話しされましたとおり、平成 27 年 2 月をもってサービスが終了されます。このオフトーク業務につきましては、NTT 東日本から NTT 東日本の長野営業所に引き継がれます。町の対応でございますが、このオフトークから次期放送方法を決定しますのに、議員さん指摘のとおり時間がかかります。これにつきましては、NTT と協議をしまして最大で平成 29 年 2 月までサービスを受けられることになってございます。また現在オフトーク放送に代わります設備等につきましては総務課においても検討しているところでございます。

●議長（小林幸雄）　北村照明議員。

◆12 番（北村照明）　NTT と協議をいたしまして、終了期間を延ばしてもらったということでよろしいわけですね。はい、それから次期の放送施設等についての検討会議などがもう開かれておるのか否かをお聞きします。

●議長（小林幸雄）松木総務課長。

■総務課長（松木隆盛）　現在検討会議については開催してございません。

●議長（小林幸雄）　北村照明議員。

◆12 番（北村照明）　それから前回のオフトーク放送の時も町長の答弁に、メールサービスでいろいろお知らせをするというような答弁があったわけでございます。メールサービスは熊が出たとか、なんか不審者が来たとか、いろいろそういう時々の情報を流すだけで、この朝、昼、晩のお知らせの放送までは流れないと思うんですが、その辺はどうなんでしょう。

●議長（小林幸雄）　松木総務課長。

■総務課長（松木隆盛）　はい、オフトーク施設につきましては防災上必要不可欠なものでございます。現在住民の皆様への情報等の周知方法でございますが、広報しなのとチラシの配布、それからホームページへの掲載、それからいま議員さんがお話しされましたメール配信等でございます。しかし、オフトークによります周知方法につきましては他の方法に比べますと、随時放送が行えるものでございます。また、防災面からもどの放送手段よりも優れているというふうに考えております。ですから、オフトークに代わります代替施設につきましても、オフトークと同様な施設にする事も一つの基準かというふうに考えております。

●議長（小林幸雄）　北村照明議員。

◆12 番（北村照明）　私も、まさか NTT が 29 年まで延ばしてくれるなんて返答するとは思わなかったので色々書いてきたんですが、29 年まで延びるということでほっとしておるという訳でございます。その辺の関係の質問はここで省きまして、オフトーク放送の加入率が段々下がってくる。それで後 4 年先までこのまま行くわけでございますが、一番心配しているのは、前回もこんな事を言ったような気もします、「北村さん議会いつから開けるんだい。」と。議会事務局では昨日まで放送流してくれたわけでございますが、加入率が減ってるから聞く人も少ない。それからある時、ちょっと隣の人から会議の時隣の人から、オフトークそんなに流してるんかい。と。部屋が違う所にスピーカーがあるもので聞いてないとか、それから今年の議会選挙結果のことでございますが、3 月 19 日に定数を超えないので選挙になりませんと。投票日まで放送を流しておったわけですが、加入率が少ないせいで聞こえなかったのか、または今ほど言いましたように部屋が違う所にスピーカーがあって聞こえなかったのか。あれだけ流してても期日前投票に来たり、24 日に投票に行ったら投票所が開いてないというような電話が役場にあったというような話も聞きました。これ段々段々減っていくと、町からのお知らせがほとんど伝わらないと思うんですね。もう 30 パーセント代になってしまえば、もう 3 分の 1 しか聞いてないというようなふうになるんですが、その辺のお知らせの方法、住民に徹底する

方法等、町でどのように考えておるのかお聞かせ下さい。

●議長（小林幸雄）　松木総務課長。

■総務課長（松木隆盛）　はい、現在基本的な対策等については検討していない状況でございますが、今後オフトークに変わります施設の導入の検討と共に、加入率が低下しない方策や放送内容のあり方、これにつきましても併せて検討していきたいと考えております。

●議長（小林幸雄）　北村照明議員。

◆12 番（北村照明）　さきほど同僚議員からもありましたが、5 時の屋内放送ね。よい子の皆さん 5 時になりましたのでお家へお帰り下さいと、さきほど同僚議員の質問で今後検討して行なっていきたいというような話がありました。私も若いお母さんからぜひ 5 時に放送流して下さいと、今 5 時なんて言ってもまだまだ日が高い。私も子供が遊びに来てればもう 5 時になったんだから帰りなさいと。言ってもなかなか帰らないんだけど、やっぱり若いお母さん方がそういうような要望がありますんで、ぜひさきほどの同僚議員の要望に私も賛成でございますので、ぜひまた実行していただきたいと思いますがよろしくお願いします。

●議長（小林幸雄）　松木総務課長。

■総務課長（松木隆盛）　はい、屋外スピーカーによる 5 時の放送でございますが、これについてはチャイムを流すということでございますのでご理解をお願いいたします。

●議長（小林幸雄）　北村照明議員。

◆12 番（北村照明）　私の聞くところがちょっとオフトークの NTT が延びたということで色々聞こうと思ってたんですがその辺がわかりましたので、この辺で質問を終わります。

●議長（小林幸雄）　松木総務課長。

■総務課長（松木隆盛）　それでは北村議員さんのご質問に答弁保留となった件について申し上げます。まず、ナンバーは課税客体として判断するためにつけるものでございますので私の答弁どおりでございます。それから、公道を走れるかということでございますが、乗用田植え機につきましては、安全基準を満たしていないので、公道は走れませんのでお願いをいたします。

◆12 番（北村照明）　終わります。

●議長（小林幸雄）　関連質問のある方。（なしの声あり）
　以上で北村照明議員の一般質問を終わります。

（午後 1 時 35 分）